

# 一般社団法人日本心エコー図学会「認定専門技師部会」に関する規則

## 第1章 総則

### 第1条

本規則は一般社団法人日本心エコー図学会認定専門技師部会（以下本部会という）に関する規則である。

## 第2章 目的および事業

### 第2条

本部会は、次のことを目的とする。

本部会は、日本心エコー図学会認定専門技師が交流し、最新の知識・技術を共有し合い、継続的な研究や研鑽を通じて、心エコー診療の質向上に貢献することを目的とする。また、様々な広報活動を通じて、日本心エコー図学会認定専門技師の認知度を向上させることも目的とする。

### 第3条

本部会は次の業務を行う

一般社団法人日本心エコー図学会（以下本会という）より諮問された事項に対する答申および委託された事項の処理

本会学術集会への参画

部会員の生涯学習活動の企画・推進

JSE ニュースレターへの記事掲載など、認定専門技師に関する広報・啓発活動。

その他本会の目的達成に必要な事業

## 第3章 会員

### 第4条

本部会は日本心エコー図学会認定専門技師で構成する。本部会への入会は日本心エコー図学会認定専門技師の資格取得時点で部会員となるが、本人の申し出があれば本部会へ入会しないことあるいは入会後に退会することができる。

### 第5条

本部会に次の役員を置く。

部会長 1名

副部会長 2名

幹事 4名（広報編集担当2名、企画担当2名）

- ・ 広報編集担当は部会長の指示のもと、本部会に関する広報や啓発活動を行う。
- ・ 企画担当は部会長の指示のもと、部会員の生涯学習に関する企画運営を行う。

但し、本会理事より担当理事 1名（医師）を置く。

#### 第6条

部会長，副部会長は本会理事会が指名する。

#### 第7条

部会長は，本部会を代表し一切の業務を処理する。

副部会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときはその職務を代行する。

#### 第8条

部会長，副部会長，幹事の任期は1期2年，2期までとする。

#### 第9条

部会員は，次の事由によってその資格を喪失する。

1. 日本心エコー図学会を退会したとき
2. 「日本心エコー図学会認定専門技師」の資格を喪失したとき
3. 死亡したとき，若しくは失踪宣告を受けたとき
4. 総部会員の同意のあったとき

### 第4章 会計

#### 第10条

本部会の運営および事業に必要な費用は次のものを充当する。

本会よりの助成金

助成金の算出基準およびその額は本会理事会にて決定する。

その他

#### 第11条

本部会の会計年度および事業年度は，2月1日に始まり1月31日までとする。

#### 第12条

部会長はその年度の収支予算・決算書ならびに事業計画・報告書を作成し，本会が定める期日までに提出する。

### 第5章 規則の変更等

#### 第13条

この規則の変更は，本会理事会の承認を得るものとする。

#### 附則

この規則は令和7年6月10日から施行する。